

## 愛知県再犯防止推進計画に基づく2022年度中の取組状況【国・民間団体】

## 【愛知県再犯防止推進計画における6つの重点課題】

- I 国・民間団体等との連携強化  
1 国・民間団体等との連携強化
- II 就労・住居の確保  
1 就労の確保等  
2 住居の確保等
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等  
1 高齢者又は障害のある者等への支援  
2 薬物依存を有する者への支援
- IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等  
1 非行の防止及び学校等と連携した就学支援等
- V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等  
1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等  
1 民間協力者の活動の促進等  
2 広報・啓発活動の推進等

関係機関・団体名	2022年度中の取組
名古屋地方検察庁	<p>(I 1) 連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内54市町村のうち40市町の福祉担当を訪問して、検察庁での入口支援について説明し、互いに顔が見える関係を構築した上、入口支援への理解と協力を求めるなど、県内福祉担当部署との連携強化を図った。</li> <li>・ 年度当初にNPO法人くらし応援ネットワークとの意見交換会を開催したほか、具体的な事案についての入口支援を求め、随時意見交換をするなどして、更なる連携強化を図った。</li> <li>・ NPO法人再非行防止サポートセンター愛知との意見交換及び打合せを実施し、当庁における入口支援の取組において、協力と連携を求めた。</li> <li>・ 愛知県地域生活定着支援センター主催の被疑者等支援業務に係る意見交換会に出席し、他の出席者である名古屋保護観察所及び愛知県弁護士会も含めた意見交換を行い、更なる連携強化を図った。</li> <li>・ 東海北陸厚生局麻薬取締部主催の意見交換会に出席し、薬物再乱用防止に係る支援についての連携強化を図った。</li> </ul>

名古屋矯正管区	<p>(Ⅰ 1) 愛知県内で矯正施設が所在する7つの市及び愛知県的首長を各施設とともに訪問し、連携協力体制の強化に取り組んだ。また、令和4年10月25日、名古屋市にて開催された矯正施設所在自治体会議中部地域部会において、民間団体の講演のほか、名古屋市及び豊田市から、再犯防止に係る具体的な取組を発表いただくなど、自治体や民間団体と情報交換を行った。</p> <p>(Ⅱ 1) 当管区矯正就労支援情報センター(通称「コレワーク」)による協力事業主の確保、出所者と当該事業主とのマッチングの推進により、当管区内矯正施設において70件を超える内定が得られたほか、事業主を対象とした個別相談会を管内矯正施設で開催し、出所者雇用に係るノウハウを伝えることで、再犯防止につながる就労安定化のための連携に取り組んだ。</p> <p>(Ⅲ 2) 愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市保健福祉センターが主催する「薬物関連問題関係機関連絡会議」や民間団体が主催する勉強会に参加し、情報を共有することで、薬物依存症回復支援に係る関係機関等の連携強化を図った。</p> <p>(Ⅵ 1) 地方公共団体及び民間団体等からの依頼に基づき、管内矯正施設への参観を実施したほか、名古屋市の居住支援法人や農福連携関係団体等を訪問して、矯正の実情を説明し、民間団体との関係づくりに取り組んだ。</p> <p>(Ⅵ 2) 名古屋芸術大学と連携して再犯防止広報アニメーション動画を制作し、サカエチカクリスタル広場のデジタルサイネージにて、1か月間放映した。また、社会福祉協議会等の民間支援者に対する再犯防止施策に係る講演等を計2回実施するなど、再犯防止に係る広報・啓発活動を実施した。</p>
中部地方更生保護委員会	<p>(Ⅱ 2) 矯正施設入所後の早い段階から調査調整を行い、矯正施設と連携して、入所者に対し帰住予定地の設定に向けた助言指導を実施した。</p> <p>(Ⅲ 1) 特別調整を必要とする矯正施設入所者が、早期に同調整の候補者となるよう矯正施設等と連携を図った。</p>
名古屋保護観察所	<p>(Ⅰ 1) 地方再犯防止推進計画について、令和4年度に策定及び令和5年度に策定予定等の地方公共団体に対して、犯罪統計及び更生保護における取組等の情報提供や助言を行い、地方再犯防止推進計画の策定に向けた協力や働きかけを行った。</p> <p>(Ⅱ 1) ・ 民間団体と連携し、刑務所出所者等に対して、130件を超える就職活動支援を、また、150件を超える職場定着支援を実施した。さらに、保護観察及び更生緊急保護の期間が終了した者に対して、令和3年度から開始された愛知県の職場定着支援につなげることに努め、“息の長い”支援の取組を進めた。</p> <p>(Ⅱ 2) ・ 令和3年度末現在から登録事業者が1者、自立準備ホームが3か所増え、令和5年3月10日現在で15事業者、43か所となったほか、収容可能定員も前年度から28人分増加した。</p> <p>(Ⅲ 1) ・ 特別調整対象者の認定及び円滑な社会復帰のための協議を適宜実施した。 ・ 名古屋地方検察庁から重点実施の依頼があった対象者12名に対し可能な限り事前調整を実施し、帰住先調整や福祉的支援の調整が必要な者について、更生緊急保護の申出後、愛知県地域生活定着支援センターとの連携による支援(いわゆる入口支援)を実施した。 ・ 令和4年度の心神喪失者等医療観察法による愛知県内の調査件数は9件であり、令和5年3月末日現在28名が同法の処遇下で地域生活を営んでいる。</p> <p>対象者の地域処遇に際して、精神保健観察を実施すると共に、定期的にケア会議を実施している。このケア会議には、対象者本人を始め、本法の通院医療を行う指定入院医療機関、対象者に係る行政機関、支援を実施する福祉サービス事業所等に出席を依頼し、対象者への医療及び支援についての情報を出席機関間で共有した上で、処遇実施計画の立案並びに改正を実施している。また、本制度の理解と関係機関との連携強化を目的として制度説明会等を実施しており、令和4年度は、医療機関を始め、行政機関及び福祉サービス事業所を対象に11回実施した。</p>

名古屋保護観察所	<p>(Ⅲ 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の薬物問題支援機関担当者の協力を得ながら、集団処遇による薬物再乱用防止プログラムを322回実施した。</li> <li>・ 少年法等の一部を改正する法律の施行日である令和4年4月1日から、新たに18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、薬物再乱用防止プログラムを個別で実施した。</li> <li>・ 令和4年度、集団処遇による薬物再乱用防止プログラムに協力を得ている医療機関、行政機関などに12名の保護観察対象者を通院等指示によりつなぎ、任意で県内の医療機関などに通院、通所している者もあり、保護観察期間満了後も依存からの回復のために関係機関を利用する者が増えつつある。</li> <li>・ 矯正施設入所中又は保護観察を受けている薬物依存当事者の家族を集めて、引受人会を6回開催し、薬物依存症を専門とする医師、心理療法士などの専門職種のほか、ダルクや行政機関の担当者などを講師に招き、薬物事犯者の引受人や家族に対し、薬物依存に対する解説や県内の利用可能な社会資源の情報提供を行った。</li> <li>・ お互いの悩みや不安を分かち合うことを目的として、保護司が運営している薬物当事者の家族が集まる会に9回協力した。</li> </ul> <p>(Ⅳ 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県教育委員会において行っている、「若者・外国人未来応援事業」と連携し、「若者未来応援協議会合同協議会」にオブザーバー参加し、同事業の委託先等に、保護観察所の取組について説明や協力を依頼するなどして連携を深め、高卒認定試験合格などを目指す保護観察対象者3名が、「若者・外国人未来塾」に参加した。</li> </ul> <p>(Ⅴ 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ストーカー) ストーカーに認定した者のうち特異動向が認められた保護観察対象者等4名に対し、愛知県警や所管警察署と連携を図り、再発防止に努めた。</li> <li>・ (性犯罪) 集団処遇による性犯罪者処遇プログラムを34回実施して、愛知県内における性依存症を治療する医療機関のほか、自助グループなどの情報提供を行っており、プログラム終了後も医療機関に通院してプログラムに継続参加する保護観察対象者も増えつつある。</li> <li>・ 少年法等の一部を改正する法律の施行日である令和4年4月1日から、新たに18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対して、性犯罪再犯防止プログラムを個別で実施した。</li> <li>・ (少年の保護者への支援) 引き続き、非行少年の親子関係改善のため、定期的に外部講師による支援を行っており、令和4年度は10回実施した。</li> </ul> <p>(Ⅵ 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護司適任者確保のため、保護司候補者検討協議会が11保護区保護司会で延べ14回、保護司活動インターンシップが8保護区保護司会で延べ16回それぞれ開催された。</li> <li>・ 保護司適任者確保の取組方針の策定等のため、愛知県保護司会連合会と共同で設置した保護司適任者確保愛知県推進本部会議を2回(うち1回は書面)開催した。</li> <li>・ 全3回開催した保護区保護司会代表者協議会において、保護司会等に対し、保護司適任者確保のための取組の実施を促した。</li> <li>・ 機関紙「あいち更生保護」(年4回発行)において、取組状況の紹介や適任者確保に必要と考えられる情報を提供した。</li> <li>・ コロナ禍における更生保護サポートセンターの円滑な運営について、随時助言した。</li> <li>・ 更生保護女性会及びBBS会の新会員に対し、更生保護への理解を深めるための研修を各々1回実施した。</li> <li>・ 愛知県保護司会連合会等更生保護関係団体とともに、保護司を始めとする、更生保護功労者に対する顕彰等を行う愛知県更生保護大会を開催した。</li> </ul>
----------	--

<p>名古屋保護観察所</p>	<p>(VI2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “社会を明るくする運動” 県推進委員会の取組として、以下を実施した。</li> <li>・ デジタルサイネージを利用して、県推進委員会委員長である県知事による本運動メッセージ動画（1回30秒）を延べ約9,300回放映した。</li> <li>・ 名古屋矯正管区主催の愛知県図書館における再犯防止広報に愛知県と共に協力した。</li> <li>・ 西区推進委員会と共催し、大型ショッピングセンター「m o z o ワンダーシティ」で1日広報活動を実施した。</li> <li>・ 愛知県内の小・中学校を対象に本運動作文コンテストを実施し、応募作品は合計13,916作品にのぼった。</li> <li>・ 強調月間期間中の取組として、以下を実施した。</li> <li>・ 愛知県庁、名古屋市役所、名古屋法務合同庁舎に本運動を記した看板を掲出した。</li> <li>・ 名古屋市営地下鉄、金融機関、公共施設等に本運動ポスターを掲出した。</li> <li>・ 名古屋市内のデパート「三越名古屋栄店」、「大丸松坂屋名古屋店」に本運動に係る懸垂幕を掲出した。</li> <li>・ 愛知県体育館で行われた大相撲名古屋場所において、本運動に係る懸垂幕を掲出した。</li> <li>・ バンテリンドームナゴヤで行われた中日ドラゴンズ公式試合開始前に、電光掲示板を用いて本運動に係る広報を実施した。</li> <li>・ 金山総合駅連絡通路橋に設置の「金山ナイス」において、本運動に係るショートアニメを放映した。</li> </ul>
<p>愛知労働局</p>	<p>1 刑務所出所者等就労支援事業        コロナ禍における巡回相談及び駐在支援実施状況</p> <p>(1) 巡回相談        原則、毎月第3水曜日13:00~15:00に名古屋保護観察所庁舎内面接室にて実施        令和4年度は8回実施</p> <p>(2) 駐在支援        原則、毎週水・木曜日9:30~16:00に名古屋刑務所分類審議室にて実施        令和4年度は62回実施（名古屋刑務所55回、愛知少年院7回）</p> <p>(3) 包括的支援連携会議        名古屋刑務所にて5回実施</p> <p>2 名古屋刑務所就労支援フェスタ        連携を図っている名古屋刑務所が、令和4年7月8日（金）に実施したフェスタに、関係職員を見学のため派遣        参加企業8社、参加受刑者61名、派遣職員3名</p>

名古屋刑務所	<p>(I) 愛知県防災安全局長の視察を受け、矯正施設の現状と再犯防止施策について意見交換を行った。また、障害等を有する受刑者の社会復帰に係る地域連携に向けて、以下のとおり「農福連携意見交換会」及び「福祉関係機関等との連絡協議会」を開催した。</p> <p>(II 1) 協力雇用主（刑務所出所者の雇用に理解のある企業）を招いて、対面形式による就労支援フェスタ（合同企業説明会）を二度にわたって開催し、受刑者128名が参加した。このうち2回目の開催は、日本財団職親プロジェクトと提携して開催した。愛知県就労支援事業者機構と連携し、就労支援員による包括的就労支援対象者との面接を実施した。また、ハローワーク等と連携して、受刑者の採用面接を49件実施し、就職内定者が35名に上った。</p> <p>(II 2) 帰住地がなく自立の困難な受刑者に対し、令和4年の1年間で、特別調整により14名、独自調整により38名について、支援団体提供賃貸住宅、障害者施設、高齢者施設、自立準備ホーム等の帰住先を確保した。</p> <p>(III 1) 障害等を有する受刑者の社会復帰支援に向けた農福連携推進のため、愛知県所轄部署のほか、県下の自治体、福祉施設、支援機関、NPO等を訪問した上で、農福連携意見交換会を開催した。また、福祉、行政、司法、更生保護、福祉に係る関係機関を招き、福祉関係機関等との連絡協議会を開催し、当所の独自調整の現状と課題、日中活動支援の充実について意見交換を行った。</p> <p>(III 2) 違法薬物等の使用が問題となっている受刑者に対し、薬物依存離脱指導を実施するとともに、刑務所出所後の保護観察所における薬物再乱用防止プログラム受講に向けて、保護観察所、地方更生保護委員会と連携している。</p> <p>(V 1) 財産管理の困難な高齢受刑者等で、福祉支援に当たり法的手続きを要する場合等、本人の同意を得た上で、愛知県再犯防止推進事業である寄り添い弁護士制度を依頼し、連携して対応している。</p> <p>(VI 1) 愛知県弁護士会におけるよりそい弁護士制度と連携し、相談支援の連絡調整を実施している。</p> <p>(VI 2) 近隣大学等の教育機関、保護司会、精神保健福祉機関等からの依頼により、施設見学や講義・講演等を実施し、広報と啓発活動に努めている。</p> <p>なお、上記数値については、令和5年2月末時点のものである。</p>
豊橋刑務支所	<p>(I 1) 地域連携事業として、愛知県から介護福祉士、理学療法士、看護師等を当支所に派遣いただき、受刑者の入浴介助等を協力してもらった。</p> <p>(II 1) 就労の確保に向けた連携強化及び協力雇用主の拡充のため、刑務所作業の提供企業に対し、協力雇用主に係る説明会を1回開催した。</p> <p>(II 2) 入所時の身上調査の段階から受刑者の出所後の生活に関する希望などを詳細に聴取及び情報共有し、特別調整の要件に当てはまらない者に対しては、積極的に独自調整で帰住地の確保を行う等、再犯しないための基盤作りに取り組んだ。</p> <p>(III 1) 認知症等の精神的、身体的に制約の多い高齢受刑者に対する理解及び質の高い処遇を実施するため、介護福祉士を招へいして職員研修を2回実施した。また、愛知県地域生活定着支援センターにおける勉強会に講師として参加し、施設内処遇から社会内処遇への移行に関する講義を行い、当該受講者に係る理解の促進を図った。</p> <p>(III 2) 新たな取組として、名古屋保護観察所主催の引受人家族会に講師として参加し、在所中の指導及び支援に係る理解を深めてもらった。薬物依存離脱指導にダルク等の薬物依存症リハビリ施設のスタッフを講師として招へいしていることをきっかけとして、当支所職員もダルクを訪れて相互理解を図り、それぞれの指導に反映している。地域の小中学校や大学、愛知県地域生活定着支援センター、医療機関等関係機関の職員を招いて、薬物依存離脱指導に係る研究授業及び検討会を実施した。</p> <p>(VI 1) 農福連携の取組推進に向けて、協力雇用主会等の関係団体を招き、受刑者の出所後の安定した生活に向けた切れ目のない支援について意見交換会を開催した。</p> <p>(VI 2) 7月の再犯防止啓発月間における啓発活動として、更生保護女性会及び協力雇用主会協力の下、自治体主催のイベントや地域の小学校の行事に参加し、刑務所広報を展開した。また、刑務官の仕事紹介及び刑事施設における再犯防止の取組の広報として、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中学校の行事である職業説明会への参加</li> <li>・ 地域の中学校の女子中学生の職場体験学習の受入れ</li> <li>・ 近隣大学の刑事政策ゼミへの刑事施設における再犯防止の取組紹介や薬物依存離脱指導の見学等の対話の実施</li> <li>・ 犯罪被害者の感情を理解し、生命尊重の意識を高める取組である「生命のメッセージ展」に民間協力者を招待</li> </ul>

<p>岡崎医療刑務所</p>	<p>(Ⅰ 1) 支援対象者の病状や支援を担当する関係機関の申出に合わせてケース会議を開催することで、当該関係機関と柔軟に情報共有を行うことができ、実効性のある社会復帰支援のための連携を深めることができた。</p> <p>(Ⅱ 1) 10月に就労支援フェスタを開催し、協力雇用主2社を含む計3社による職業講話と相談会を実施し、就労支援の充実と事業者との連携強化を図った。</p> <p>(Ⅱ 2) 福祉支援希望者に対する居所の調整を確実に進め、必要に応じて釈放日の現地までの乗車保護を実施して、関係機関と連携しながら取組を進めた。</p> <p>(Ⅲ 1) ケース会議等によって各関係機関との情報共有を柔軟に行い、地域ネットワークの構築を目指しながら、多機関かつ重層的な連携を進めた。</p> <p>(Ⅲ 2) 薬物事犯者に対しては、心理専門職によるカウンセリングや自助団体とのミーティングなど、個別指導、集団指導など対象者の特性に応じた指導を行った。</p> <p>(Ⅴ 1) 10月に対人関係円滑化指導（SST）の様子を近隣の福祉機関の実務担当者に見学してもらい、社会復帰後に必要な対人関係スキル等について、指導効果を高めるための意見交換を行った。</p> <p>(Ⅵ 1) 一般改善指導の充実に向け、今年度から新たに酒害教育の講義に自助グループに関与してもらうこととした。</p> <p>(Ⅵ 2) 11月に矯正展を市内公共施設で実施したことで、これまで以上に幅広い層に矯正施設の取組を知ってもらうことができた。</p>
<p>名古屋拘置所</p>	<p>(Ⅰ 1) 被疑者等支援の対象者の増加に伴い、地域生活定着支援センター等の関係機関と連絡を取り合い、帰住先等を確保することができた。</p> <p>(Ⅱ 1) コロナ禍を含め、昨今の社会情勢の変化や公共職業安定所、コレワークから収集した情報に基づいて予測した雇用状況に基づき、就労継続の重要性を説くとともに、健全な就労生活に対する動機付けを行った。</p> <p>(Ⅱ 2) 地域生活定着支援センターや身柄拘束直前に入居していた自立準備ホーム等の関係機関と連絡を取り合い、帰住先確保のための連携強化を図った。</p> <p>(Ⅲ 1) 高齢又は障害のある者等への支援について、当所に保護上移送された者の釈放に当たり、地域生活定着支援センターと移送元施設との連携を密にし、両者の橋渡しを行った結果、支障なく支援に引継ぐことができた。</p> <p>(Ⅲ 2) 薬物事犯者に対する指導において、自助グループ等と連携を取り、切れ目のない支援に努めた。</p> <p>(Ⅴ 1) 各種改善指導における個別指導及びグループワークについて、専門家の知見を活用して、その精度を高め、当該指導の充実化を図っている。</p>
<p>瀬戸少年院</p>	<p>(Ⅰ 1) 所在自治体から、市長を始め各部署の方々に来院いただき、施設見学や意見交換を通して、当院における取組や再犯防止施策に係る理解の促進を図った。</p> <p>(Ⅱ 1) ハローワークとの連携を図り、令和4年度は4名が在院中の内定を得た。また、新たな職業指導としてICT技術科を設置し、指導の充実を図るため、瀬戸市デジタルリサーチパークセンターとの協議を行い、講師の派遣を受けたほか、幅広い職業選択を可能とするため、新たな資格取得科目として、(一社)愛知ビルメンテナンス協会の協力を得て、ビルクリーニング科を設置した。</p> <p>(Ⅱ 2) 保護者の下への帰住が困難な在院者について、福祉スタッフの知見を活用して、関係機関と連携して帰住先の確保に努めた。</p> <p>(Ⅲ 1) 福祉スタッフの知見を活用して、各種手帳の取得や医療機関、自助団体を始めとした関係機関との情報共有や引継ぎを行った。</p> <p>(Ⅲ 2) 自助グループに協力いただきながら、指導の充実強化を図り、出院後も同グループ等の社会資源に円滑につながるよう支援した。</p> <p>(Ⅳ 1) 外部講師を招へいして、高校卒業程度認定試験の受験指導体制の充実を図ったほか、修学を希望する者に対して、希望先学校の情報提供や通信制高校修学のための支援を実施して、在院中に学校関係者との連携を図り、修学に係る円滑な社会復帰支援を実施した。</p> <p>(Ⅴ 1) 文化の違いを背景に生き辛さを抱える外国籍在院者に対する指導について、民間有識者から意見聴取を行い、充実を図った。</p> <p>(Ⅵ 1) 大学や福祉機関、医療機関等の施設参観を受け入れ、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解の促進を図り、各団体との連携強化を図った。</p> <p>(Ⅵ 2) 在院者が作成した製品を瀬戸市役所内マルシェや矯正展等において販売し、少年院の教育活動への理解の促進を図った。</p>

愛知少年院	<p>(I 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務省東海財務局職員による、キャッシングやカードローンによる多重債務や社会保険など、お金に関する講話を1回実施した。</li> <li>・豊田ハローワーク職員による、就労に関する講話を1回実施した。</li> <li>・日本年金機構トヨタ年金事務所職員による、年金制度に関する講話を1回実施した。</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験の受験希望者を対象に、(株)ベネッセコーポレーションの基礎力診断テストを実施した。また、同社が提供しているタブレットを使用した学習支援を実施した。</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験の受験希望者を対象に、NPO法人「くらし応援ネットワーク」の講師による学習支援を20回実施した。</li> <li>・愛知県金融広報委員会による、民法改正に伴う金融に関する講話を1回実施した。</li> <li>・当院では職業指導(伝統工芸科)で使用する原料となる楮の原木を栽培しており、収穫した楮の枝について、豊田市(小原和紙工芸館)が地元の小学校と協力して加工(蒸して、皮をはぐ)し、原料にしてもらった。</li> <li>・トヨタ自動車水泳部による水泳指導を3回実施した。</li> <li>・トヨタ紡織陸上部による持久走指導を3回実施した。</li> </ul> <p>(II 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援を希望する在院者11人について、ハローワークとの連携を通じて求人・雇用情報を提供するとともに、採用に向けた調整を行ったところ、5人は在院中に採用面接を受けることができ、いずれも出院前に内定を得ることができた。</li> </ul> <p>(II 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の下への帰住が困難な在院者について、保護関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、福祉関係機関、雇用主等と多数回にわたってケース会議を実施してきた結果、更生保護施設に2人、特別調整によるグループホーム等に1人、在院中内定した雇用主の下に3人帰住させることができた。</li> </ul> <p>(III 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を有して適切な帰住予定地のない在院者については保護関係機関、地域定着支援センターとの連携に基づいて特別調整対象者の候補者に指定して調整を行った結果、グループホーム等に1人帰住させたほか、保護者の下に帰住する在院者で社会復帰後の支援が必要と思われる在院者について、1人は地域生活定着支援センターによる支援体制を、2人は寄り添い(よりそい)弁護士による支援体制を構築し、3人は民間団体による支援体制につなぐことができた。</li> </ul> <p>(III 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在院中から支援団体等との連携を密にし、薬物依存のある在院者に寄り添い、出院後の課題が明確になるようケア会議を開催するとともに、出院に際して医療機関に関する情報提供を行った。</li> </ul> <p>(IV 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在院者に対して高等学校卒業程度学力認定試験の受験を積極的に督励した上、タブレット端末を利用した学習支援を行うとともに、民間団体(くらし応援ネットワーク)から講師を招聘し受験指導を実施した。</li> <li>・修学支援を希望する在院者8人に対し、民間事業者を通して修学に関する情報を収集した上で、それぞれのニーズを踏まえた情報を提供した。</li> </ul>
-------	---

<p>愛知少年院</p>	<p>(V1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人「セカンドチャンス！」メンバーによる再非行防止に関する講話を1回実施した。</li> <li>・特定生活指導において、NPO法人「再非行防止サポートセンター愛知」理事長による指導を2回実施したほか、再非行防止に関する講話を1回実施した。</li> <li>・特定生活指導において、「ダルク」メンバーによる指導を10回実施したほか、同メンバーによる在院者全体への講話を1回実施した。</li> <li>・NPO法人「陽和」代表による再非行防止に関する講話を1回実施した。</li> <li>・支援教育課程Ⅱの在院者に対し、治療的指導として、対人スキルの強化（アンガーマネージメント、アサーショントレーニング）や身体と神経のバランスの良い発達を促すコーディネーショントレーニングを定期に実施した。</li> </ul> <p>(VI1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師による珠算指導を16回実施した。</li> <li>・外部講師による陶芸指導を9回実施した。</li> </ul> <p>(VI2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事や地域ラジオに参加、近隣住民を対象に施設見学の実施、関係機関、近隣学校へ講師を派遣するなどして、再犯防止施策や出院者の立ち直りの重要性についての広報を行った。</li> <li>・外部講師（絵画）が主催する絵画展に、当院の在院者の作品を展示した。</li> </ul>
<p>豊ヶ丘学園</p>	<p>(I1) 当園の所在自治体である豊明市との間で、当園の職業指導製品をふるさと納税品として継続登録した。在園者に対して、愛知県協力雇用主会による職業講話を年2回、笠寺年金事務所による年金講話を年3回、ハローワーク名古屋南による就労支援講話を年3回実施した。</p> <p>(II1) 就労支援を希望する在園者が9名であったところ、在園期間中に面接を受けた者は7名おり、全員が内定を得られた。その中の1名は、在園期間中に会社訪問や仕事場の見学まで実施した。</p> <p>(II2、III1) 生育背景が複雑で帰住調整が困難な者に対し、保護関係機関、福祉関係機関等に参加頂き、ケース検討会を開催した。情報の共有ができる機会となった。</p> <p>(III2) 薬物非行防止活動の充実・強化を図るため、本年度より自助グループダルクの招へいを開始した。加えて、大麻使用経験者が目立ち始めたことを受け、本年より大麻に特化した指導（大麻使用経験在園者）を始めた。</p> <p>(IV1) 通信制高校在学中の在園者に対し、課題作成のための学習時間を確保するなど、個別の事情に応じた支援を実施した。</p> <p>(V) 性的価値観のゆがみがある在園者に対して、カリキュラム以外の場で女性教官や女性カウンセラーが個別に面接を実施し、個々の問題点にまで踏み込む指導を実施した。特定少年に対する指導や主非行に焦点を当てた指導、さらには大麻使用歴等のある者に対する指導など、限られた時間で多くの指導が必要となっていることから、外部協力者等の協力を得ながら授業を展開している。</p> <p>(VI1) 社会貢献活動として、当園周辺の歩道の清掃活動や近隣の福祉施設における除草活動や防草シート設置などの活動を行った。</p> <p>(VI2) 民間協力者の取り計らいで、愛知県内の市主催の催事に当園在園者と共同制作した美術作品を展示した。</p> <p>所在自治体の祭りでは、メイン会場で当園の職業指導製品の販売や当園の教育活動を広報する機会を得た。さらに、当園で「二十歳の会」（成人式）を開催した際には、自治体首長が出席し、マスコミ報道されることで当園の教育活動を広報することができた。</p>



名古屋少年鑑別所	<p>(V 1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援として、福祉関係者からの依頼に基づき個別支援を延べ39件実施した。</p> <p>また、福祉関係機関主催の勉強会への講師派遣を1件行った。</p> <p>(VI 2) 更生保護や教育の関係機関、民間協力者等の施設参観を6件実施したほか、愛知法務少年支援センターの地域援助業務として、個人相談を274件、機関等援助を399件実施した。</p>
愛知県弁護士会	よりそい弁護士制度を継続実施している。
愛知県医師会	特になし
愛知県社会福祉協議会	特になし
愛知県社会福祉士会	特になし
愛知県更生保護協会	<p>(VI 2) “社会を明るくする運動”愛知県推進委員会へ助成を行い、県内啓発行事に複数回参加した。</p> <p>(VI 2) 機関紙を年4回発行し、更生保護についての広報活動を幅広く行った。</p>
愛知県保護司会連合会	<p>(I 1) 会議や研修等を通じて、機会あるごとに関係機関・団体との連携強化を推進した。</p> <p>(VI 1) 関係機関・団体等と連携を密にし、保護司(会)活動について複数回広報した。また、保護司候補者検討協議会を設置する複数の保護司会に助成した。</p> <p>(VI 2) 社会を明るくする運動等の啓発行事に複数回参加した。</p>
愛知県更生保護事業連盟	<p>(II 1) 各更生保護施設毎に愛知県就労支援事業者機構との意見交換会を実施し、機構の積極的活用を確認した。</p> <p>(II 2) 県内6施設の施設長協議会、補導員研修を各1回実施し各施設の取組状況について意見交換を実施した。</p> <p>(III 2) 愛知自啓会、岡崎自啓会において、入所した被保護者の内、薬物依存者に対し、スマープログラムを活用した薬物依存離脱処遇を実施した。</p>

<p>愛知県更生保護 女性連盟</p>	<p>(I 1) 理事研修会           2回 会員研修会           1回 新会長研修会        1回</p> <p>活動 今年度は名古屋刑務所において3年ぶりに矯正展が開催され当連盟では“社会を明るくする運動” 薬物撲滅の啓発活動をおこないました。また矯正展では会員が矯正施設で作られた製品を買い求め小さな協力ができました。毎年連盟では会長表彰を受けられた方たちに笠松刑務所で作られている七宝焼きブローチを記念品として贈っています。ブローチ購入は二十年程続けられております。今年度も120個お願ひし、綺麗なブローチが届きました。この活動が制作される皆さんのお役に立てることと思ひ続けて行きたいと願っています。</p>
<p>愛知県BBS連盟</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本BBS連盟、中部地方BBS連盟が開催した研修会に参加した。</li> <li>・自立援助ホーム、更生保護施設の少年とBBS会員でスポーツやボードゲームを楽しむ、グループワーク活動を3回実施した。</li> <li>・地域の福祉まつりに出展する保護司会のブースのお手伝いをして、非行や再犯防止を呼び掛けた。</li> </ul>
<p>愛知県就労支援 事業者機構</p>	<p>(II 1) 就労の確保等 保護観察等の期間を経過して国による支援が及ばなくなった者に対し、国の職場定着支援を引き継ぎ実施する「令和4年度刑務所出所者等職場定着支援事業」を愛知県から受託し、協力雇用主のもとで就労する刑務所出所者等55人の職場定着支援を行った。その結果、短期離職者の割合が過去の実態に比べて大幅に減少する効果が認められた。このほか、本事業により県内を3ブロックに分けて協力雇用主等に対する情報交換会議を計3回開催し、76人の参加を得て、刑務所出所者等の雇用に係る工夫や課題の情報を交換した。参加者の約9割から、参加してよかったとの感想が寄せられた。</p> <p>(II 2) 住居の確保 名古屋保護観察所等と連携を図りながら、住居付き雇い入れが可能な協力雇用主の拡充に取り組むとともに、更生保護施設在所中の者等に就労支援を行った結果、21人を住居付き雇い入れが可能な協力雇用主へ住込就職させた。</p> <p>(V 1) 犯罪をした者等の特性に応じた支援 犯罪をした者の特性に応じた効果的な就労支援ができるよう、名古屋保護観察所と連携して協力雇用主の業種拡充に取り組んだ。多様な業種に協力雇用主への登録を呼びかけるチラシを作成して行政機関等の窓口に留め置く等し、建設業以外の24事業者が名古屋保護観察所へ新たに協力雇用主として登録された。</p> <p>(VI 1) 民間協力者の活動の促進等 23の地区協力雇用主会に対し、講師派遣、啓発資料の配布等により研修を支援したほか、うち22の地区協力雇用主会に組織活動に対する資金面での支援をした。</p>

<p>愛知県地域生活 定着支援センター</p>	<p>(I 1) 名古屋市再犯防止推進モデル事業の経験を踏まえ、(特非) 暮らし応援ネットワークとして、名古屋地方検察庁と協力して、法務省「令和4年版再犯防止推進白書」に、コラム04「検察庁等と協働した社会的に孤立した地域住民への支援」を寄稿した(令和4年版再犯防止推進白書は、法務省のホームページから、どなたでもダウンロード可)。</p> <p>(I 1) (特非) 暮らし応援ネットワークとして、内閣官房「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に登録し、孤独・孤立対策に関する官民連携の促進に協力した。</p> <p>(I 1) (特非) 暮らし応援ネットワークとして、「福祉と司法をつなぐ地域共生社会フォーラム」を主催し、伊豆丸剛史氏(厚生労働省社会・援護局総務課矯正施設退所者地域支援対策官)、原田正樹氏(日本福祉大学教授)、櫻井義也弁護士(愛知さくら法律事務所)、大熊宗麿氏(名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部長)の皆様とともに、「地域共生社会の実現」について検討した(参加者:265名)。</p> <p>(I 1) (特非) 暮らし応援ネットワークとして、矯正施設所在自治体中部地域部会主催の「令和4年度矯正施設所在自治体会議中部地域部会」において、講師として、基調講演「入口支援・出口支援の現状と課題、対応について」を行った。</p> <p>(I 1) (特非) 暮らし応援ネットワークとして、法務省主催の「再犯防止シンポジウム～陣内智則と考える『サイハンボウシ』?～」に登壇し、シンポジウムの様子が「法務省YouTubeチャンネル」において配信された。</p> <p>(I 1) 法務省・厚生労働省連名で主催の「事例研究会」、県内の検察庁、矯正施設、保護観察所が開催する「社会復帰支援検討会」や「連絡協議会」、「処遇ケース検討会」、「研究授業」等に出席し、関係機関との連携を深めた。</p> <p>(I 1) 愛知県防災安全局県民安全課主催の「愛知県再犯防止連絡協議会」及び「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業検討委員会」に、「構成員」及び「委員」として出席し、関係機関と連携を深めた。</p> <p>(I 1) 愛知県防災安全局県民安全課主催の「愛知県再犯防止市町村担当課長連絡会議」において、県内54市町村の再犯防止担当者に向けて活動紹介を行った。</p> <p>(I 1) 「名古屋市再犯防止推進会議構成員」として「名古屋市再犯防止推進会議」に出席し、「名古屋市再犯防止推進計画～一人ひとりに寄り添う立ち直り支援～」の実施に協力した。</p> <p>(I 1) 名古屋市再犯防止推進モデル事業の成果及び国や県との適切な役割分担等を踏まえ、名古屋市再犯防止推進計画に「コーディネート機関」の設置が明記されたことを受け、「名古屋市立ち直り支援コーディネート機関」として、検察庁、保護観察所等からの依頼により、「コーディネート業務」18件、「相談支援業務」14件実施した。</p> <p>(I 1) 「豊田市再犯防止推進委員会委員」として「豊田市再犯防止推進委員会」に出席し、「豊田市再犯防止推進計画～あなたの再出発を応援します～」の実施に協力した。</p> <p>(II 1) ユニバーサル就労支援の観点から、ハローワークや(特非) 愛知県就労支援事業者機構等の関係機関と連携して、就労へのつながりを行っているほか、協力雇用主として、2022年度は、新規4名雇用し、2022年度末現在で、うち2名の雇用を継続している。</p> <p>(II 1) 「愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人」(指定番号:愛知第21号)として、愛知県労働局就業促進課主催の「就労支援連絡会議(刑務所出所者等職場定着支援事業)」に、「委員」として出席し、「刑務所出所者等職場定着支援事業」の実施に協力した。</p> <p>(II 2) 包括的居住支援の観点から、「愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人」(指定番号:愛知第21号)として、2022年度は、国土交通省「令和4年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(居住支援法人活動支援事業)」の補助金交付を受けて、「保護観察対象者等」を含む「住宅確保要配慮者」の居住支援(死後事務委任契約を含む)に取り組み、入居相談の受付件数121件(うち「保護観察対象者等」39件)、うち入居契約の成約件数52件実施した。</p> <p>(II 2) 「愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人」(指定番号:愛知第21号)として、岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会主催の「居住支援勉強会」において、刑余者支援の実践報告を行い、その旨が(公社)愛知共同住宅協会の広報誌『共同住宅あいち』第140号に掲載された。</p> <p>(II 2) 自立準備ホーム登録事業者として、(一社)日本自立準備ホーム協議会に加盟し、行き場のない刑務所出所者等の住居の確保に協力した。</p>
-----------------------------	---

<p>愛知県地域生活定着支援センター</p>	<p>(Ⅲ 1) 愛知県地域生活定着支援センターとして、2022年度は、関係機関と連携して、「特別調整」75件（うち前年引継28件、新規47件。他県からの依頼、他県への依頼を含む）、「一般調整」6件（うち前年引継1件、新規5件）、「フォローアップ業務」463回、「被疑者等支援業務」22件（うち前年引継10件、新規12件。他県からの依頼、他県への依頼を含む）、「相談支援業務」新規100件（うち弁護士からの相談依頼53件）実施したほか、名古屋市に設置されている「名古屋市再犯防止推進会議」、豊田市に設置されている「豊田市再犯防止推進委員会」、一宮市自立支援協議会に設置されている「触法障害者支援連絡会議」に出席するなど、「地域ネットワーク強化業務」を73回実施した。</p> <p>(Ⅲ 1) 愛知県地域生活定着支援センターとして、厚生労働省「令和4年度 地域生活定着支援人材養成研修」の「中級職員研修」、「テーマ別研修（被疑者等支援業務）」において、「事例提供者」として、重層的支援体制整備事業との連携事例等の事例発表を行った。</p> <p>(Ⅲ 1) 愛知県地域生活定着支援センターとして、「令和4年度 全国地域生活定着支援センター協議会 東海・北陸ブロック専門研修会」（厚生労働省社会・援護局総務課矯正施設退所者地域支援対策官による行政報告、富山県地域生活定着支援センター・当センターによる事例発表、豊田市福祉総合相談課・中日新聞編集局社会部記者・当センターによる取組発表）をオンライン開催し、東海・北陸ブロック管内の刑事司法関係者、福祉関係者、地域社会の関係者123名からの参加があった。</p> <p>(Ⅲ 1) 愛知県地域生活定着支援センターとして、愛知県弁護士会と作成した様式「相談依頼書」を活用した入口支援（刑事弁護人からの相談依頼）に、2022年度は、53件取り組み、同取組が、中部弁護士連合会主催定期弁護士大会シンポジウム「『罪に問われた人たちの社会復帰支援』～弁護士の積極的な関与と多職種・多機関連携～」でも紹介されたほか、愛知県弁護士会6委員長宛研修会「障がい被疑者等支援研修～罪に問われた人に対する切れ目のない支援に関する研修～」に出席した。</p> <p>(Ⅲ 2) 愛知県地域生活定着支援センターとして、「薬物依存症からの回復支援に関する懇談会」に出席し、県精神保健福祉センターや保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図った。</p> <p>(Ⅳ 1) (特非) 暮らし応援ネットワークが、法務省矯正局のモデル事業として、愛知少年院の在院少年に対して、高校卒業程度認定資格取得に向けた学習支援を実施した。</p> <p>(Ⅴ 1) 被疑者等支援業務や特別調整対象者等について、愛知県地域生活定着支援センターが、愛知法務少年支援センターの「地域援助」や、名古屋保護観察所の「専門的処遇プログラム」に確実に繋がるよう、同行支援を行った。</p> <p>(Ⅵ 1) (特非) 暮らし応援ネットワークとして、日本福祉大学社会福祉学部の開講科目「ヒューマンケア論」（担当：原田正樹教授）において、ゲスト講師を担当した。</p> <p>(Ⅵ 1) (特非) 暮らし応援ネットワークの職員が、保護司に登録し、地域社会での息の長い支援に協力した。</p> <p>(Ⅵ 2) (特非) 暮らし応援ネットワークが、「安全なまちづくりの活動に尽力した」として、「2022年度安全なまちづくり愛知県民大会」において、愛知県知事感謝状を受賞した。</p> <p>(Ⅵ 2) 愛知県地域生活定着支援センターとして、愛知県防災安全局県民安全課作成の「再犯防止推進ハンドブック～誰一人取り残すことのない愛知の実現に向けて～」に、「支援事例（『刑務所や少年院の中には、福祉の支援が必要な方がたくさんいます』、『誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して』）」を寄稿した（同ハンドブックは、愛知県のホームページから、どなたでもダウンロード可）。</p>
------------------------	---

<p>愛知県内地区 協力雇用主会</p>	<p>(I1) 協力雇用主等情報交換会議 三河ブロック に出席した。 (V1) 県内協力雇用主会 複数地区 が研修会を行った。 内容を把握されたい場合は 愛知県就労支援事業者機構 または名古屋保護観察所 にお問い合わせください。</p>
<p>愛知県社会保険 労務士会</p>	<p>協議会の活動内容を当会の常任理事会、理事会及び総会で報告。また、当会のホームページで協議会の活動内容について会員に対して周知を図った。</p>
<p>再非行防止サポート センター愛知</p>	<p>(I1) 法務省保護局と連携強化のため、保護局と全国再非行防止ネットワーク協議会と日本自立準備ホーム協議会にて意見交換会を3回開催した。 (II1) 就労支援のため、名古屋保護観察所と意見交換会を12回開催、名古屋市中央児童相談所と意見交換会を12回開催した。就労支援をおこなう際に、愛知県就労支援事業者機構と対象者の面接時に同席した。障害があり本人が希望した場合に、就労継続支援B型事業所の利用調整をおこなった。 (II2) 住居確保のため、名古屋保護観察所と意見交換会を12回開催、名古屋市中央児童相談所と意見交換会を12回開催した。全国の自立準備ホームの連携強化、住まいの選択肢を増やすために、日本自立準備ホーム協議会を設立し、全国8つの地方において地方自立準備ホーム勉強会をそれぞれ1回ずつ開催した。障害がある場合には、矯正施設や自立準備ホームから、グループホームへの居住の確保をおこなった。 (III1) 障害のある罪を犯した人を、自立準備ホーム、グループホーム、就労継続支援B型事業所において積極的に受け入れをおこなった。 (III2) 薬物、性、アルコールなどの依存症がある人の支援の際に、医療機関への同行、服薬管理などをおこなった。 (IV1) 通信制高校での学び直しを希望した際に、通信制高校と連携をおこない、入学時と在学時の支援をおこなった。 (V1) 犯罪経験のある支援者は2名から増やすことはできなかった。対象者が矯正施設で生活しているときから、スタッフが面会と文通を重ねてきた。刑事裁判の情状証人としても出廷した。 (VI1) 支援の選択肢を増やしていくために、全国の民間団体からの見学依頼を受け入れ、こちらからも積極的に見学に行かせてもらった。少年と女性を主に受け入れをしている自立準備ホームに取材に行き、一つの冊子にまとめた。令和5年4月以降に関係団体に送付をおこなう。 (VI2) テレビ、新聞からの取材依頼は積極的に受け、SNS等での発信も積極的におこなった。広報のために、日本自立準備ホーム協議会のホームページの整備、全国の民間団体の繋がりを強化できるように広島でシンポジウムを開催した。</p>